

# BGM著作権に関する取組み

**2018年5月改訂**

**株式会社USEN  
事業開発統括部**



## INDEX

- 🎵 始めに… …P2
- 🎵 USEN×JASRAC 連携強化 …P3-4
- 🎵 具体的な取り組み …P5-6
- 🎵 JASRAC\_BGM著作権トーク …P7-9
- 🎵 BGM著作権ちらし兼利用申込書の配布 …P10
- 🎵 【重要】Rise!登録について …P11
- 🎵 【重要】Rise!への登録 …P12
- 🎵 【重要】Rise!への反映 …P13
- 🎵 【参考】JASRAC支部一覧 …P14

## お問合せ先

内容	対応部署	TEL	FAX
・全般	商品企画部	03-6823-7096	03-6741-4692
・JASRAC支部へのお問合せ		P15参照	



● お店などの営業においてJASRACが管理する音楽著作物をご利用になる際は、事前に日本音楽著作権協会(JASRAC)の許諾を得て、使用料規定で定める著作物使用料をお支払いただく必要があります。

当社としては、お客様サービスの一環として、JASRACと著作権利用許諾に関する包括契約をすることで、弊社BGM放送サービスをご利用の加入者様のBGM著作権使用料をお客様に代わって支払いを行っていますが、業務店市場全体を見据えると、近年のBGM音源の多様化(市販CD、iPod、パソコン、インターネットラジオ等)による無許諾利用店舗の増加など数多くの課題があります。

## 業務店市場におけるBGM著作権の正常化が必要





●「BGM適正利用の促進による無許諾利用の解消」を目的に、当社はJASRACと業務委託契約を締結し、JASRAC業務の**受託事業者**として、BGMを利用するお店(当社BGM加盟店以外)に対し、契約申込みの促進、及び、「BGM利用申込書」の取りまとめ業務を行えることになりました。



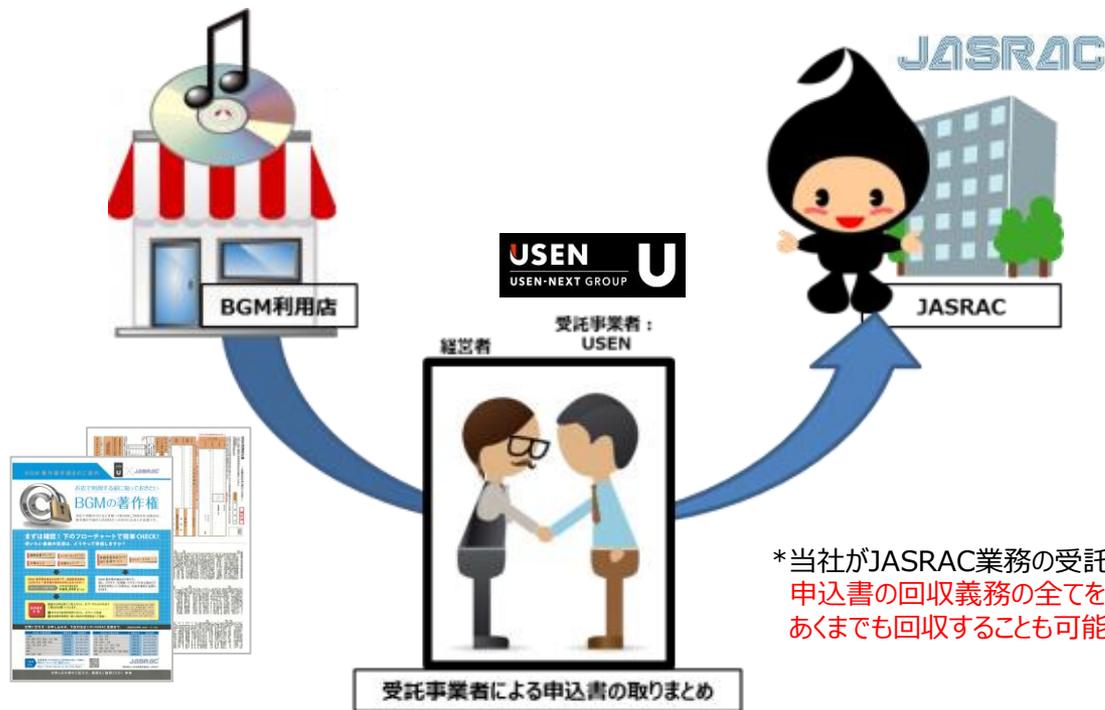
## 業務店市場におけるBGM著作権の正常化に繋がる

### <当社目的>

- ・市場を正常化することにより放送事業の市場拡大
- ・OPEN店捕捉/商談時のCD等利用失注店に対して著作権正常化(→当社サービス導入)
- ・既存未加盟店の放送顧客増、及び、その他関連商材の成約



## ●受託事業者としての当社の役割(イメージ)



\*当社がJASRAC業務の受託事業者になった = BGM利用申込書の回収義務の全てを当社が負うということではなく、あくまでも回収することも可能になった、という意味合いになります。

CD、iPod、パソコン、インターネットラジオ等の利用によるBGM著作権無許諾店舗に対して、「【USEN×JASRAC】BGM著作権ちらし兼利用申込書」の配布(場合により代理回収)、及び、BGM著作権に関する説明、を行います。但し、当社BGM契約店やBGM以外の著作権契約が必要な場合(\*1)、免除・対象外業種(\*2)は除きます。

(\*1)…営業形態：カラオケBOX/フィットネスクラブ/カルチャーセンター/ダンススタジオ/歌謡教室、利用形態：カラオケ/生演奏/ショー/ビデオ上映/ジュークボックス/自動ピアノ

(\*2)…免除：教育機関/福祉・医療施設/会社事務所・工場、対象外：TVやラジオのみの利用、官公庁、JASRAC管理著作物でない曲のみの利用

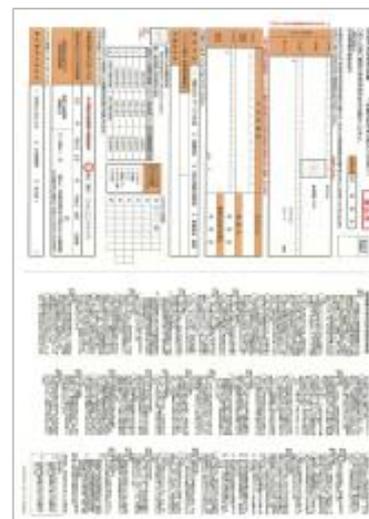


## ●通常営業時(新規・既存) \*各営業にて対応



<2018年2月より>

CD等利用による不成約の際に、BGM著作権ちらし兼利用申込書(専用封筒含)を配布し、BGM著作権に関する説明を行うことを全国で徹底します。



【USEN×JASRAC】BGM著作権ちらし兼利用申込書



# ◆具体的な取り組み②

## ●解約受付時(不要、CD等利用による) \*カスタマーリレーション営業部にて対応



## 変更なし(従来通り)



\*CD等利用による解約受付時は、カスタマーリレーション営業部にて、専用のJASRACTークスクリプトにてお客様コール確認を行います。





●当社がお客様へ著作権、及び、JASRACとの契約のご案内を行う際は、丁寧に且つ分かり易く説明する必要があります。交渉の際は、押し付け感の無いように努め、トラブルや誤解を避けるため「やんわり」とした口調・流れでお話してください。

## <注意事項>

- 1) 料金のみのご案内はせず、音楽の使用には著作権手続きが必要なことの説明を行ってください。
- 2) お客様には、お役に立ちたい、著作権のことでご相談に乗りたい、とのスタンスで接しましょう。
- 3) 「訴訟」「裁判」等のキーワードは控えましょう。



## <NGトーク>

- 1) 裁判になりますよ！（高圧的な言動や態度で）
- 2) 当社に加入するかJASRACに支払うか、を強要するような言動
- 3) 商談場所からJASRACへ直接連絡
- 4) 過去分に関してUSENに加入すれば免除になるという様な言動
- 5) 虚偽の発言（最近、●●店舗にも調査が入った）
- 6) 「今、手続きをしないとダメです！」といった強制的なトーク



## ● JASRAC\_BGM著作権トークの大まかな流れ

### STEP\_3-1 JASRAC動向

JASRACの無断BGM使用店に対する対応や取組姿勢について、HP情報を提示し簡単に説明。特に民事調停にまで踏み切っている点を説明。

\*JASRAC\_HPより  
[http://www.jasrac.or.jp/release/15/06\\_2.html](http://www.jasrac.or.jp/release/15/06_2.html)



### STEP\_3-2 CD売上と著作権保護

『JASRACの対応が少し厳し過ぎる』と言う感想を口にしながら、不正ダウンロード・コピーの影響もあってCD売上等が2005年から約40%ダウンしている事実を話す。

\*日本レコード協会\_HPより  
[http://www.riaj.or.jp/data/cd\\_all/cd\\_all\\_q.html](http://www.riaj.or.jp/data/cd_all/cd_all_q.html)



\*著作権とは 音楽文化を衰退させないための権利です。利用者が払った著作権使用料は、収入源として著作者に分配されています。当然ですが、利用者がお金を払わないと、音楽を作った人の収入がなくなってしまいます。新しい作品や才能を生み出すためにも、作った人にきちんと報酬が届く仕組みが必要なることを説明します。

### STEP\_3-3 店舗リスク

音楽を法律に則って正しくBGMとして使用する際の経費と、無断使用した場合に負う刑事上の責任をさせた場合に、あまりにもリスクが高いのではないかと提案する。

【刑事上の責任としては、『10年以下の懲役、もしくは、1,000万円以下の罰金、又は、これを併科する』という罰則規定が定められています。  
(法人の場合の罰金は3億円以下です)】



### STEP\_3-4 当社BGM

我々USENの業務用BGMとしてのスペックと標準コースを説明しながら、あくまで著作権対策として廉価版の対応も可能です、と言う説明を行う。





## ● JASRAC\_BGM著作権トークの具体例

### STEP\_3-1

#### <JASRAC HPを見せながら>

『携帯音楽プレーヤーやインターネットラジオが普及し、ますますBGMの無断使用が拡大している中で、そこに歯止めをかける為、繰り返し督促しても応じない施設を対象にJASRACが民事調停に踏み切られたみたいです。』

\*個人的には少し行き過ぎに感じる部分もありますが・・・、というニュアンスを出しながら

### STEP\_3-2

#### <CD売り上げの推移を見せながら>

『ただPC・インターネットが普及して不正ダウンロードやコピーが横行するようになって2005年に比べてCDの売り上げが実際に40%以上ダウンしているんですよ。』

音楽は映像に比べてダウンロードしやすいですし、映画みたいに世界の映画館でコピーした映像を上映できるものでもなく、その会場でアーティストが生で出演しなければ集客できないと言った点を考えても、非常に弱い存在です・・・。

このままでは良い楽曲を作っても、アーティストに正しい報酬が支払われず、音楽業界が縮小し、良い音楽の作り手がどんどん減ってしまう事になるので、やはり一定音楽を守るルールが必要なんですよ。

### STEP\_3-3

#### <刑事上の罰則規定を見せながら>

それにお店or会社からしても実際に音楽を法律に則って正しくBGMとして使用する場合に掛かる経費と、無断使用した場合に負う責任を考えると余りにリスクが高いとは思うんですよ。

\*言い方は悪いですが『BGM位に掛かる経費でこのようなリスクを負うのか?』と言うニュアンスで

### STEP\_3-4

#### <ここまでの話の流れとお客様の反応によりますが>

USENのBGMは音圧を一定に保ちながら、テンポや雰囲気や時間帯に合わせてプログラムタイマーで自動管理する事が出来る、売り上げアップに繋がる唯一の業務用BGMである。

しかし、ヒット曲だけ流れていれば良く、あくまで著作権対策のみを目的とされる場合には廉価版BGMの提供も可能である事を『音圧を一定に保つ技術の難しさ』『テンポコントロールによる売上アップの期待』などのBGM小話を織り交ぜながら説明



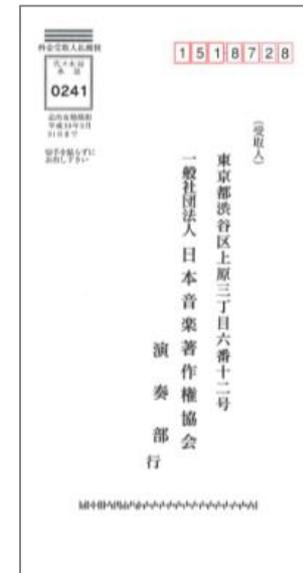
# ◆【STEP3】BGM著作権ちらし兼利用申込書の配布

● CD等利用による不成約の際に、「【USEN×JASRAC】BGM著作権ちらし兼利用申込書」と**返信用の専用封筒**を配布します。お客様からJASRACへの支払方法は、口座振替と振込(銀行・コンビニエンスストア)の何れかの選択が可能です。

\* 下記ちらしの申込書(裏面)を使う場合、「振り込み」となります。口座振替希望の場合、JASRAC\_HPからダウンロードしてください。



【USEN×JASRAC】BGM著作権ちらし兼利用申込書



返信用の専用封筒

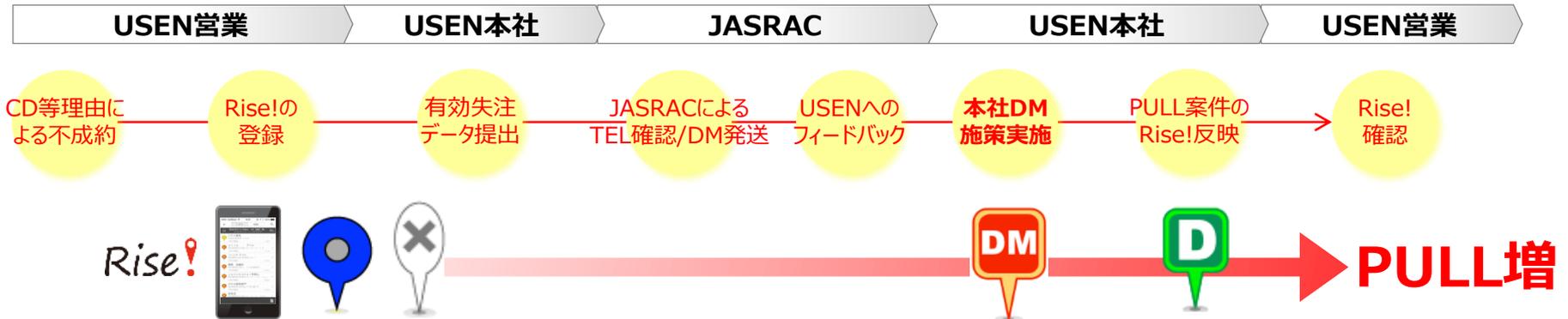
**\* 当社でBGM利用申込書を代理回収した場合、専用封筒に入れて下記宛先まで送付をお願い致します。**

**〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12  
一般社団法人 日本音楽著作権協会 演奏部 宛**

\* JASRAC支部宛に送付していただいても構いません。

# ◆【重要】Rise!登録について

● CD等利用による不成約(自己BGM失注)後、お客様へBGM著作権説明を行ったか否かをRise!で報告する運用に変更します。これにより、JASRACによる直接案内後、本社からDM施策を実施し、PULL獲得増に繋がっていきます。



### STEP\_4 Rise!への登録

Rise!の「22\_失注時BGM環境」画面にて、著作権手続き案内状況を選択し報告します。  
「22\_失注時BGM環境」が「自己BGM」で、店名・住所・電話(携帯はNG)・業種が正確に登録されているデータのみJASRACに提出されます。

<変更前>	<2018年5月より>
22 失注時BGM環境	22 失注時BGM環境
J0 自己BGM△JASRAC情報共有	J0 自己BGM(CD)△情報提供
J1 自己BGM○JASRAC督促対象	J0 自己BGM(iPod/PC)△情報提供
J9 自己BGM ※著作権対象外業種	J0 自己BGM(その他)△情報提供
21 他社BGM(CAN/DIVA)	J1 自己BGM(CD)○督促対象
27 他社BGM(その他)	J1 自己BGM(iPod/PC)○督促対象
30 TV	J1 自己BGM(その他)○督促対象
31 ラジオ	J9 自己BGM ※著作権対象外業種
32 無音	21 他社BGM(CAN/DIVA)
99 その他	27 他社BGM(その他)
00 開き出せず(不明)	30 TV ※JASRAC対象外

●自己BGM情報提供とは？

- 自己BGM利用によって失注したお客様が対象。
- USEN→JASRACへ該当物件の情報提供を行い、JASRACでは、USENから情報提供を受けたことは一切触れず、お客様へBGM適正利用推進を図ります。
- \* BGMは失注したものの他商材は営業中等の理由でJASRACによる強い督促を望まない場合に選択

●自己BGM 督促対象とは？

- 自己BGM利用によって失注、且つ、USEN営業がお客様にBGM著作権の説明を行い、「[USEN×JASRAC] BGM著作権ちらし」を配布したお客様が対象。
- USEN→JASRACへ該当物件の通知を行い、JASRACでは、USENからBGM著作権の説明があったことを前提として、お客様へ強い督促を行います。

●対象外業種とは？

- ・医療関係(医院、歯科等)・福祉関係(老人ホーム等) 外
- ・学校(幼稚園、小中高等)・事務所(一般会社事務所等)
- ・工場(各種工場、給食センター)など JASRAC対象外

### STEP\_7 Rise!への反映

「22\_失注前BGM環境」の情報をJASRACのフィードバック後に更新します。※JASRACのフィードバック項目

12 自己BGM ※JASRAC案内済  
 →JASRACが直接案内した店舗

13 自己BGM ※JASRAC登録済  
 →JASRACに個別契約登録した店舗

●キーワード検索で「BGM環境J2」でJASRAC案内スポットを呼び出せます。  
 \*旧19[J]スポットの運用は廃止します。

## ●【要対応】CD等利用による不成約時

### STEP\_4-1



「失注報告」を行うスポットを選択

※「失注報告」を行うスポットを新規作成する場合はRise! マニュアル参照 (P24)

### STEP\_4-2



中央下段の「報告書 (ノートアイコン)」をタップ。

※「鉛筆マーク」の鉛筆マークは使用禁止

### STEP\_4-3



Rise!\_報告書作成-1 (ステータスを選択)

※物件ステータスがオープン店だけとは限りません  
△既存未加入店 (全商材未加入)

### STEP\_4-4



Rise!\_報告書作成-2 (行動種別)。07【x】失注 (全商材) ☆オープン店 (当月) を選択

※行動種別が07【失注】だけとは限りません  
37【x】失注 (全商材) △既存未加入店等

### STEP\_4-5



Rise!\_報告書作成-3 失注(全商材) ☆オープン店 ☆  
※物件ステータスがオープン店だけとは限りません

「22\_失注時BGM環境」を必ず選択

- ・J0\_自己BGM(CD) △情報提供
  - ・J0\_自己BGM(iPod/PC) △情報提供
  - ・J0\_自己BGM(その他) △情報提供
  - ・J1\_自己BGM(CD) ○督促対象
  - ・J1\_自己BGM(iPod/PC) ○督促対象
  - ・J1\_自己BGM(その他) ○督促対象
  - ・J9\_自己BGM JASRC対象外業種
- ⇒「J0」or「J1」の何れかを必ず選択。

①「22\_失注時BGM環境」=「J0」or「J1」、  
②店名、③住所、④電話(携帯NG)、⑤業種、  
⇒①～⑤まで正確に登録されているデータのみ  
JASRCへ提出



## ● 本社DM発送後\_Rise!確認方法



従来、JASRAC対応分については、「J」スポットでの通知のみでしたが、今回の運用変更により、JASRAC対応後、本社DM施策を行った案件については、「DM」スポットを表示し、DM対応後にお客様より連絡があったPULL案件については、「D」スポットが表示されるようになります。

Rise!登録データの精度向上により、当社からJASRACへの提供データ数が増え、JASRACによる対応案件増になると同時に、そのタイミングで当社DM施策を展開することで、お客様からのPULLを増やし、最終的に契約数アップに繋がり、且つ、正確にRise!登録した者へ還元される「しくみ」を作ることになります。



## ● JASRAC支部一覧 \*2018年2月現在

管轄エリア	JASRAC支部	住所
北海道	北海道支部	〒060-0001 札幌市中央区北一条西3-2 井門札幌ビル7F TEL : 011-221-5088 / FAX : 011-221-1311
宮城、青森、岩手、秋田、山形、福島	仙台支部	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1 仙台トラストタワー 20F TEL : 022-264-2266 / FAX : 022-265-2706
埼玉、栃木、群馬、長野、新潟	大宮支部	〒330-0802 さいたま市大宮区宮町2-35 大宮MTビル9F TEL : 048-643-5461 / FAX : 048-643-3567
茨城、千葉、東京、山梨	東京支部	〒105-0004 東京都港区新橋1-1-1 日比谷ビルディング 5F TEL : 03-5157-1161 / FAX : 03-3503-5551 *2017年4月に東京支部と西東京支部が統合
神奈川	横浜支部	〒231-0005 横浜市中区本町1-3 綜通横浜ビル4F TEL : 045-662-6551 / FAX : 045-662-6548
静岡	静岡支部	〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル5F TEL : 054-254-2621 / FAX : 054-254-0285
愛知、岐阜、三重	中部支部	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-24-30 名古屋三井ビル本館13F TEL : 052-583-7590 / FAX : 052-583-7594
石川、富山、福井	北陸支部	〒920-0853 金沢市本町1-5-2 リファーレ12F TEL : 076-221-3602 / FAX : 076-221-6109
京都、滋賀、奈良	京都支部	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町689 京都御幸ビル7F TEL : 075-251-0134 / FAX : 075-251-0414
大阪、和歌山、兵庫	大阪支部	〒541-0042 大阪市中央区今橋3-3-13 ニッセイ淀屋橋イースト3F TEL : 06-6222-8261 / FAX : 06-6222-8260
広島、岡山、山口、鳥取、島根	中国支部	〒730-0021 広島市中区胡町4-21 朝日生命広島胡町ビル11F TEL : 082-249-6362 / FAX : 082-246-4396
香川、徳島、高知、愛媛	四国支部	〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー 20F TEL : 087-821-9191 / FAX : 087-822-5083
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	九州支部	〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街1-1 新幹線博多ビル7F TEL : 092-441-2285 / FAX : 092-441-4218
沖縄	那覇支部	〒900-0029 那覇市旭町116-37 カフーナ旭橋C街区オフィスコート4F TEL : 098-863-1228 / FAX : 098-866-5074

